

第2回「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会の概要について

1. 開催日時:令和3年8月11日(水)14:00~16:00
2. 開催場所:県庁新館7階大会議室
3. 議 題:「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」骨子案について

4. 主な意見:
 - (1) 計画の対象について
 - ・ 障害の種別により読書の方法は異なる。「視覚障害者等」という表記でなく、その他の障害のある人も対象であることが分かるように記載してほしい。

 - (2) 基本方針と施策の展開について
 - ①基本方針Ⅰ 書籍等の充実[そろえる]について
 - ・ 知的障害、肢体不自由の児童生徒については、触ったり体感したりする図書の充実と、それを楽しめる場の設定が必要。
 - ・ 視覚障害者の方が新刊書をすぐに読めるように、新刊書のテキストデータがあるとよい。
 - ②基本方針Ⅱ 書籍等の提供[つなげる]について
 - ・ 障害のある方の多くが公立図書館を利用していない。まず障害のある方が図書館を利用したり読書を楽しめたり出来るような取組が必要。
 - ・ 視覚障害者等が円滑に図書館を利用したり、読書を楽しんだりできる方策について、関係者が意見交換できる場が必要。
 - ・ 図書館や学校図書館の職員が、読書における障害の特性について理解を深め、様々な障害に応じた対応ができることが望ましい。
 - ・ 視覚障害等のある児童生徒の読書環境の整備として、(学校図書館における)司書教諭や司書の配置を望む。
 - ・ 基本方針Ⅱのキャッチコピー「つなげる」は、当事者の視点から「つながる」、「利用しやすい」、「利用できる」等のほうが適切ではないか。
 - ③基本方針Ⅲ 書籍等の活用支援[サポートする]について
 - ・ 重点施策8「県民への周知」は支援者にも周知することが大事。

 - (3) 骨子案全体について
 - ・ 計画の趣旨等で、障害の有無にかかわらず、生涯にわたり読書によって生活を豊かにしていく、といった視点が必要。
 - ・ 計画策定後のチェック機能が必要。